

鹿屋市公共下水道事業受益者負担金条例施行規程の一部を改正する規程

鹿屋市公共下水道事業受益者負担金条例施行規程（令和２年鹿屋市上下水道事業管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「７月１６日」を「７月１日」に、「９月１６日」を「９月１日」に、「１１月１６日」を「１１月１日」に、「１月１６日」を「１月１日」に改める。

附 則

この規程は、令和８年６月１日から施行する。